

# **災害廃棄物及び放射性物質に汚染さ れた廃棄物の処理について**

**2012 年3月**

# 災害廃棄物の処理について

今回の震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生。被災地復興のためには、この災害廃棄物の円滑な処理が必要不可欠であることから、以下のような取組を実施。

## ①今回の震災における災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業（県が市から事務委託を受ける場合を含む。）について、特例的措置として、補助率の嵩上げ及びグリーンニューディール基金を通じた支援により国の実質負担額が平均95%となるよう措置を講じるとともに、地方負担分の全額についても、震災復興特別交付税により措置することとしており、市町村負担が実質的に生じないよう措置。

## ②処理支援体制の整備

### ○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置

「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置し、関係省庁による連携・支援体制等を確保。関係省庁の担当部局長が参加（座長：環境大臣政務官（当時））。

### ○3県（岩手、宮城、福島）において「県災害廃棄物処理対策協議会」を設立

環境省の呼びかけにより、3県において、県、市町村、国の出先機関、関係業界団体等をメンバーとした、県災害廃棄物処理対策協議会が設立され、県レベルでの関係者の協力体制を確保。

### ○各自治体及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請

環境省より、各自治体及び日本環境保全協会等関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての協力（受入れ、職員派遣等）を要請。協力が可能との表明があった自治体と、被災自治体のニーズとのマッチングを図っている。

### ○災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援

災害廃棄物の処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。また、被災3県に対し、契約面や技術面での支援ができるよう、環境省職員・コンサルタントを派遣・常駐させているほか、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。

## ③災害廃棄物処理に係る特別措置法の制定及びその他指針等の策定

### ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日法律第99号）

※災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めたもの。

### ○廃棄物処理法に係る特例措置

※産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出についての届出期間の短縮、コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手續の簡素化、被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例について定めたもの。

### ○東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

※損壊家屋等の撤去等について、法律的観点から指針をとりまとめたもの。

### ○東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（5月16日）

※主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてまとめたもの。

○その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知。

# 災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)並びに 復興施策に関する事業計画及び工程表

## (1) 災害廃棄物の処理指針(マスタープラン) (平成23年5月策定)

災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたもの。

### 処理推進体制

- ・ 国は、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
- ・ 県は、仮置場設置や災害廃棄物処理に関し、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。
- ・ 市町村は、県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

### 処理に関する財政措置

- ・ 国庫補助率の嵩上げ等による財政措置を実施。
- ・ 廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家の関与、可能な限り地元雇用を考慮しつつスピード及び効率性の観点を踏まえた発注、適正な予定価格の設定、広域処理の推進により、効率的執行を確保。

### 処理方法

- ・ 再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・ 広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図る。
- ・ この他、廃棄物の種類別処理方法について記述。

### スケジュール

#### (1) 仮置場への移動

- ・ 住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動
- ・ その他：平成24年3月末までを目途。浸水により重機作業が困難である場合、損壊家屋等の解体に時間を要する場合などは、遅くとも平成25年3月末までを目途。

#### (2) 中間処理・最終処分

- ・ 腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分
- ・ 木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定
- ・ その他：平成26年3月末までを目途

## (2) 復興施策に関する国の事業計画及び工程表（平成 23 年 11 月改訂）

災害廃棄物の処理をはじめとする復興施策について、今後の事業計画・工程表を示したもの

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生（岩手県、宮城県、福島県合計：約 2,270 万トンと推計。3 県において 1 年間で排出される一般廃棄物の約 11 年分の廃棄物量に相当）。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、適正かつ効率的に処理を進めなければならない。また、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理（福島県は県内処理が基本）、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材としての活用などの再生利用についても進める必要がある。
- ② 国、県、市町村においては、以下の役割分担により、処理を進める。
  - ・国は、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等の作成のほか、財政措置、専門家の派遣、広域処理、再生利用の推進のためのマッチングを支援する。
  - ・県は、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災した市町村から地方自治法に基づき事務委託を受けた場合は処理を実施する。
  - ・市町村は、災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施する。なお、災害廃棄物処理特措法（平成 23 年法律第 99 号）第 4 条において、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行する。
- ③ 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を平成 23 年 8 月末までを目途に仮置場へ概ね搬入するという目標については、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村において達成した。今後は、その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年 3 月末までを目途に完了させる。

なお、浸水している農地において重機作業が困難である場合などは、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定める。また、宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、福島県いわき市等については、損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから、各市町村の解体スケジュールに沿って進めることとし、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定める。これらの個別の目標については、遅くとも平成 25 年 3 月末までを目途に完了させる。
- ④ 再生利用が可能な災害廃棄物は、極力再生利用することを基本とし、コンクリートくずについては復興の資材等として被災地で活用、木くずについては広域での活用も検討する。その他の種類別処理方法については、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月 16 日）に示したとおり。

- ⑤ 腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月末までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。
- ⑥ 岩手県については災害廃棄物処理詳細計画（平成23年8月）に基づき、6箇所の二次仮置場における破碎・選別の後、焼却、セメント焼成、再生利用、最終処分を行うこととしている。
- ⑦ 宮城県については災害廃棄物処理実行計画（第1次案）（平成23年8月）に基づき、4つのブロック（石巻ブロック、亘理・名取ブロック、東部ブロック、気仙沼ブロック）ごとに中間処理、最終処分を行うこととしている。
- ⑧ 福島県については、各市町村において災害廃棄物の処理が進められているところであるが、放射性物質汚染対処特措法（平成23年法律110号）に基づき、環境大臣が指定する地域においては、国の直轄による災害廃棄物の処理を進める。
- ⑨ なお、中間処理・最終処分については、可能な限り前倒しして実施することとし、特に、青森県三沢市、茨城県大洗町、千葉県旭市については、平成24年3月までに、青森県八戸市、岩手県洋野町、茨城県高萩市、日立市については、平成25年3月までに前倒しで行うことを目標とする。
- ⑩ 成果目標  
市町村版作成の対象市町村（43市町村）のうち、  
a. 災害廃棄物の仮置場への移動を完了させた市町村数  
b. 中間処理・最終処分を完了させた市町村数  
により評価を実施する。a. については平成24年3月末までに、b. については平成26年3月末までに、対象市町村において完了させることを目標とする（ただし、上記③及び⑨については個別に評価実施する。）。
- ⑪ なお、本事業計画及び工程表は、平成23年8月18日に公布・施行された災害廃棄物処理特措法第3条に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表として定めている。

## 工程表(全体版)

|               | H23                                                                                                      |    |     |    | H24                                                                                            |    |     |    | H25                                                                                                     |    |     |    | H26以降 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|----|-------|
|               | 4月                                                                                                       | 7月 | 10月 | 1月 | 4月                                                                                             | 7月 | 10月 | 1月 | 4月                                                                                                      | 7月 | 10月 | 1月 |       |
| 災害廃棄物の処理      |                                                                                                          |    |     |    |                                                                                                |    |     |    |                                                                                                         |    |     |    |       |
| 災害廃棄物の仮置場への移動 |  (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) |    |     |    |  (その他の災害廃棄物) |    |     |    | 一部市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了                                                              |    |     |    |       |
| 中間処理・最終処分     |                                                                                                          |    |     |    |                                                                                                |    |     |    |                                                                                                         |    |     |    |       |
|               |  (中間処理・最終処分)           |    |     |    |                                                                                                |    |     |    |  (木くず、コンクリートくずの再生利用) |    |     |    |       |

# 1. 災害廃棄物処理の進捗状況(岩手県)

## ＜災害廃棄物撤去の進捗状況＞

➤2/27現在、県下の13市町村において、合計111箇所の仮置場を設置済。設置面積は約250ha。

➤3/12現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計約415万tであり、災害廃棄物推計量約476万tの約87%。解体を除く災害廃棄物の撤去率は約100%。

## ＜中間処理以降の進捗状況＞

➤処理・処分量は約42万tであり、災害廃棄物推計量に対し約8.9%

➤陸前高田市及び大船渡市では、太平洋セメント大船渡工場において、11月4日から災害廃棄物の原燃料としての活用を開始。

➤県、東京都及び東京都環境整備公社の3者で協定を9月30日に締結。11月2日より先行事業として宮古市の災害廃棄物1千トンを経営都に搬出。12月21日から本格的に宮古市の災害廃棄物を東京都に搬出。

県、静岡県及び島田市の3者で覚書を2月1日に締結し、2月16日に山田町の災害廃棄物10tを島田市で処理実施。また、県及び秋田県の2者で協定を2月7日に締結。久慈市、洋野町、野田村、普代村の災害廃棄物を受入れ予定。

➤県、八戸市、八戸セメントの3者で協定を締結し、3月中に野田村の災害廃棄物を試験処理実施予定。また、埼玉県内のセメント工場において、3月25日に野田村の災害廃棄物を試験処理実施予定。

➤北上市が7月下旬から、盛岡市が11月下旬から、一関地区広域行政組合が12月上旬から、雫石・滝沢環境組合が12月下旬から、盛岡・紫波地区環境施設組合が2月下旬から沿岸市町村の災害廃棄物の処理を受け入れ。



(県内の仮置場設置状況)  
(撤去前と撤去後(宮古市))



## ○災害廃棄物処理の実行計画等

### ➤地域ごとの処理の状況

■久慈地域(洋野町、久慈市、野田村、普代村)

破碎・選別:選別を一次仮置場で実施中

野田村に破碎・選別施設を設置予定(2/20から3/6まで技術提案を公募。今後、選定・契約を実施予定。)

焼却:久慈広域連合ごみ焼却場(6t/日)で実施中(23年9月～)

■宮古地域(田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町)

破碎・選別:宮古地区、山田地区で実施中(24年1月～)※1

焼却:宮古清掃センター(27t/日)で実施中(23年4月～)

仮設焼却炉(95t/日)が24年3月9日から稼働(23年9月契約済)※2

■釜石地域(大槌町、釜石市)

破碎・選別:釜石地区※3(23年9月～)、大槌地区※4(24年1月～)で実施中。

焼却:岩手沿岸南部クリーンセンター(45t/日)(23年5月～)、仮設焼却炉(109t/日)※5(24年2月～)で実施中。

■大船渡地域(大船渡市、陸前高田市)

破碎・選別:大船渡地区(23年7月～)、陸前高田地区(23年10月～)で実施中※6

焼却:太平洋セメント1号、5号焼却炉(キルン)で実施中(1号焼却炉23年12月～、5号焼却炉23年6月～。合計1千t/日。)

➤スケジュール:災害廃棄物の撤去:平成24年3月末まで  
処理:平成26年3月末まで

※1. 宮古地区:鹿島建設(株)JV、山田地区:(株)奥村組JV

※2. (株)タクマ

※3. 本格実施に先立ち、一部地域において23年10月末まで3.8万tの処理を実施。23年12月下旬から本格事業を実施((株)山長建設、(株)小澤組、大成建設(株)東北支店)。

※4. (株)竹中土木JV

※5. 釜石市旧清掃工場を利用(新日鉄エンジニアリング(株))

※6. 大船渡地区:明和土木・リマテックJV、陸前高田地区:リマテック・佐武建設・金野建設JV

## 2. 災害廃棄物処理の進捗状況(宮城県)

### ＜災害廃棄物撤去の進捗状況＞

▶2/27現在、県下の33市町村において合計176箇所の仮置場を設置済。

設置面積は約727ha。

▶3/12現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約1,121万t。災害廃棄物推計量約1,569万tの約71%。解体を除いた災害廃棄物の撤去率は約99%。

### ＜中間処理以降の進捗状況＞

▶処理・処分量は約96万tであり、災害廃棄物推計量に対し約6.1%。

▶石巻市の一次仮置場に搬入された災害廃棄物のうち木くずを、市内リサイクル業者にて受入れ実施(400t/日)。

▶仙台市ではコンクリートがらを破碎して再資源化を行う計画。石巻市では石巻市工業港の造成に利用する計画あり。

▶多賀城市では、2月1日から中間処理施設が稼働しており、バイオマス燃料として木材チップを搬出予定(60t/日)。津波堆積物を改質し、建築資材として利用予定。

▶県、八戸市、八戸セメントの3者で協定を締結し、3月9日に石巻市の災害廃棄物を試験処理実施予定。

▶気仙沼市では、木くずについて山形県村山市の民間の発電施設に燃料として搬出。また、24年2月17日関係自治体5者で合意書を締結し、2月20日から青森県内へも搬出。

▶宮城県、東京都及び(財)東京都環境整備公社の3者で、11月24日に協定締結、女川町の木くずなど可燃性ごみを、25年3月まで約10万トン进行处理予定。12月に試験焼却を行い、3月1日から、本格搬出開始。



(県内の仮置場設置状況)  
(撤去前と撤去後(石巻市))



### ○災害廃棄物処理の実行計画等

▶県へ委託を行っている市町について、4ブロックに分けて処理を実施。

#### ■石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)

中間処理:破碎・選別施設、仮設焼却炉(5基:1500t/日)の設置予定※1(23年9月契約)5月頃稼働予定

#### ■亘理・名取ブロック(名取市、岩沼市、亘理町、山元町)

中間処理:破碎・選別施設、仮設焼却炉(12基:1210t/日)の設置※2(23年10月契約)

#### ■東部ブロック(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)

中間処理:破碎・選別施設、仮設焼却炉(2基:320t/日)の設置予定(23年12月に仮契約を締結)※3

#### ■気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町)

中間処理:破碎・選別施設、仮設焼却炉の設置予定。南三陸町内の中間処理について、業務受託者を2月県議会へ提案し契約予定※4。気仙沼市の中間処理については、公募時期未定。

#### ■仙台市

中間処理:破碎・選別、仮設焼却炉を3か所(合計480t/日)設置(うち、2箇所が10月～稼働、1箇所が12月～稼働)

▶スケジュール:災害廃棄物の撤去:平成24年3月末まで

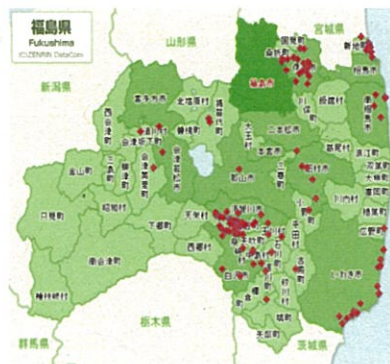
〃 処理:平成26年3月末まで

※1. 鹿島建設(株)JV ※2. 名取処理区:西松建設(株)JV(仮設焼却炉2炉190t/日)、岩沼処理区(株)間組JV(仮設焼却炉3炉195t/日)、亘理処理区(株)大林組JV(仮設焼却炉5炉525t/日)、山元処理区(株)フジタJV(仮設焼却炉2炉200t/日) ※3. JFE(株)JV ※4. 清水建設(株)JV

### 3. 災害廃棄物処理の進捗状況(福島県)

#### <災害廃棄物撤去の進捗状況>

- 2/27現在、県下の30市町村において、合計120箇所の仮置場を設置済。設置面積は約144ha。
- 3/12現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約132万tであり、災害廃棄物推計量約208万tの約64%。解体を除いた災害廃棄物の撤去率は約65%。



(県内の仮置場設置状況)  
(撤去前と撤去後(相馬市))



#### <中間処理以降の進捗状況>

- 処理・処分量は約13万tであり災害廃棄物推計量に対し約6.0%。
- 沿岸市町村等の災害廃棄物の処理は、国の直轄又は代行処理により実施。

#### ○国の直轄処理事業

- 汚染廃棄物対策地域(警戒区域及び計画的避難区域)の廃棄物は、環境省が直轄で処理。
- 対策地域内のうち、比較的線量の低い地域については、災害廃棄物の量、分布、放射線レベル等の調査を終えており、現在、高線量地域におけるこれらの調査や、解体が必要な家屋数の調査、仮置場及び仮施設設の設置場所選定のための調査を実施中。
- これらを踏まえて処理計画を策定し、収集運搬業務から着手する予定。

#### ○福島県の放射性物質に汚染された災害廃棄物の取扱い

- 放射性物質汚染対処特措法の公布・一部施行(23年8月30日)。
- 放射性物質汚染対処特措法施行令及び施行規則並びに汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令の公布(23年12月14日)。
- 第11回災害廃棄物安全評価検討会を開催(23年12月25日)。福島県における管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について取りまとめ、福島県へ通知(23年12月27日)。
- 同検討会にて、対策地域内の災害廃棄物の量、分布、放射線レベル等の調査結果を踏まえた直轄及び代行処理の状況について報告。
- 放射性物質汚染対処特措法の完全施行(24年1月1日)。

#### ○国代行処理事業

- 新地町、相馬市、南相馬市及び広野町は環境省が代行予定。
- 仮置場への収集・運搬は、すでに各市町による作業が進んでいるため、2次処理以降を国が代行処理する。
- 現在、仮設焼却炉を含む仮設処理施設の設置場所について、各市町と協議中。これらが決定後、速やかに仮設施設の整備を開始予定。

## 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成24年3月12日

| 県           | 沿岸市町村の災害廃棄物処理<br>の進捗状況 | 県<br>への<br>事務<br>委託<br>注1 | がれき推計量注2<br>(千t)                                    |            | 仮置場への搬入状況         |                |            | 解体によ<br>り生じるも<br>のを除く | 解体により生じる<br>ものを含む |            |                      | 処理・処分状況               |                    |       |                |
|-------------|------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------|------------|-------------------|----------------|------------|-----------------------|-------------------|------------|----------------------|-----------------------|--------------------|-------|----------------|
|             |                        |                           | うち家屋<br>等解体に<br>よるがれ<br>き推計量<br>(解体済<br>のものを<br>含む) | 仮置場<br>設置数 | 仮置場<br>面積<br>(ha) | 搬入済量<br>注3(千t) | 搬入率<br>(%) |                       | 搬入率<br>(%)        | 目標期日<br>注4 | 目標<br>達成<br>状況<br>注5 | 処理・処<br>分量計<br>(千t)注6 | 処理・処<br>分割合<br>(%) | 目標期日  | 目標<br>達成<br>状況 |
| 岩<br>手<br>県 | 洋野町(ひろのちょう)            |                           | * 15                                                | 3          | 1                 | 3.0            | 15         | 100%                  | 100%              | H24.3      | ○                    | 6                     | 44.4%              | H24.6 |                |
|             | 久慈市(くじし)               |                           | * 96                                                | 20         | 4                 | 5.0            | 96         | 100%                  | 100%              | H23.10     | ◎                    | 18                    | 18.5%              | H26.3 |                |
|             | 野田村(のだむら)              | 有                         | * 140                                               | 10         | 9                 | 11.0           | 140        | 100%                  | 100%              | H24.3      | ○                    | 7                     | 5.3%               | H26.3 |                |
|             | 普代村(ふだいむら)             |                           | * 19                                                | 2          | 2                 | 2.0            | 19         | 100%                  | 100%              | H24.3      | ○                    | 7                     | 34.8%              | H26.3 |                |
|             | 田野畑村(たのはたむら)           | 有                         | * 86                                                | 20         | 3                 | 4.0            | 86         | 100%                  | 100%              | H24.9      | ○                    | 4                     | 4.7%               | H26.3 |                |
|             | 岩泉町(いわいずみちょう)          | 有                         | * 42                                                | 5          | 1                 | 4.0            | 42         | 100%                  | 100%              | H24.3      | ○                    | 0                     | 0.0%               | H26.3 |                |
|             | 宮古市(みやこし)              | 有                         | * 715                                               | 140        | 9                 | 30.0           | 645        | 100%                  | 90%               | H24.9      |                      | 22                    | 3.1%               | H26.3 |                |
|             | 山田町(やまだまち)             | 有                         | * 399                                               | 40         | 19                | 18.0           | 395        | 100%                  | 99%               | H25.3*     |                      | 21                    | 5.4%               | H26.3 |                |
|             | 大槌町(おおつちちょう)           | 有                         | * 709                                               | 40         | 17                | 31.0           | 691        | 100%                  | 98%               | H25.3*     |                      | 2                     | 0.4%               | H26.3 |                |
|             | 釜石市(かまいしし)             |                           | 762                                                 | 400        | 11                | 19.0           | 381        | 100%                  | 50%               | H25.3*     |                      | 16                    | 2.0%               | H26.3 |                |
|             | 大船渡市(おおふなとし)           |                           | 756                                                 | 130        | 20                | 40.0           | 701        | 100%                  | 93%               | H24.8*     |                      | 233                   | 30.8%              | H26.3 |                |
|             | 陸前高田市(りくぜんたかたし)        | 有                         | * 1,016                                             | 90         | 14                | 83.0           | 934        | 100%                  | 92%               | H24.10*    |                      | 86                    | 8.5%               | H26.3 |                |
| 計           |                        | 4,755                     | 900                                                 | 110        | 250               | 4,145          | 100%       | 87%                   | —                 | —          | 423                  | 8.9%                  | —                  |       |                |
| 宮<br>城<br>県 | 気仙沼市(けせんぬまし)           | 有                         | 1,367                                               | 330        | 21                | 43.3           | 1,349      | 100%                  | 99%               | H24.3      |                      | 25                    | 1.9%               | H26.3 |                |
|             | 南三陸町(みなみさんりくちょう)       | 有                         | * 560                                               | 260        | 15                | 15.9           | 322        | 100%                  | 58%               | H25.3*     |                      | 10                    | 1.8%               | H26.3 |                |
|             | 女川町(おながわちょう)           | 有                         | 444                                                 | 251        | 4                 | 5.8            | 276        | 100%                  | 62%               | H24.3      |                      | 144                   | 32.5%              | H26.3 |                |
|             | 石巻市(いしのまきし)            | 有                         | 6,163                                               | 4,700      | 24                | 162.7          | 2,947      | 100%                  | 48%               | H25.3*     |                      | 464                   | 7.5%               | H26.3 |                |
|             | 東松島市(ひがしまつしまし)         | 有                         | 1,657                                               | 1,300      | 5                 | 51.8           | 1,157      | 100%                  | 70%               | H25.3*     |                      | 9                     | 0.5%               | H26.3 |                |
|             | 利府町(りふちょう)             |                           | * 15                                                | 10         | 5                 | 4.8            | 15         | 100%                  | 99%               | H24.1      |                      | 8                     | 53.3%              | H26.3 |                |
|             | 松島町(まつしままち)            |                           | * 43                                                | 27         | 5                 | 1.9            | 41         | 100%                  | 96%               | H24.3      |                      | 28                    | 64.7%              | H26.3 |                |
|             | 塩釜市(しおがまし)             | 有                         | * 251                                               | 100        | 3                 | 5.8            | 247        | 100%                  | 98%               | H24.3      |                      | 0                     | 0.0%               | H26.3 |                |
|             | 七ヶ浜町(しがはままち)           | 有                         | 333                                                 | 50         | 4                 | 12.2           | 258        | 92%                   | 77%               | 検討中        |                      | 35                    | 10.4%              | H26.3 |                |
|             | 多賀城市(たがじょうし)           | 有                         | * 550                                               | 401        | 8                 | 10.8           | 344        | 100%                  | 62%               | 検討中        |                      | 23                    | 4.3%               | H26.3 |                |
|             | 仙台市(せんだいし)             |                           | 1,352                                               | 450        | 3                 | 103.4          | 1,315      | 100%                  | 97%               | H25.3*     |                      | 134                   | 9.9%               | H26.3 |                |
|             | 名取市(なとりし)              | 有                         | * 636                                               | 50         | 3                 | 41.6           | 633        | 100%                  | 99%               | H24.3      |                      | 67                    | 10.6%              | H26.3 |                |
|             | 岩沼市(いわぬまし)             | 有                         | 520                                                 | 90         | 18                | 54.8           | 515        | 100%                  | 99%               | H24.3      |                      | 0                     | 0.1%               | H26.3 |                |
|             | 亘理町(わたりちょう)            | 有                         | * 1,267                                             | 10         | 5                 | 86.1           | 1,262      | 100%                  | 100%              | 検討中        |                      | 12                    | 1.0%               | H26.3 |                |
|             | 山元町(やまもとちょう)           | 有                         | 533                                                 | 340        | 21                | 66.5           | 524        | 100%                  | 98%               | H24.3      |                      | 0                     | 0.0%               | H26.3 |                |
|             | 計                      |                           | 15,691                                              | 8,369      | 144               | 667            | 11,205     | 99%                   | 71%               | —          | —                    | 961                   | 6.1%               | —     |                |
| 福<br>島<br>県 | 新地町(しんちまち)             |                           | * 94                                                | 5          | 4                 | 7.2            | 89         | 100%                  | 95%               | H24.3      |                      | 19                    | 20.5%              | H26.3 |                |
|             | 相馬市(そうまし)              |                           | * 254                                               | 23         | 2                 | 31.1           | 243        | 100%                  | 96%               | H24.3      |                      | 16                    | 6.4%               | H26.3 |                |
|             | 南相馬市(みなみそうまし)          |                           | 640                                                 | 30         | 10                | 44.9           | 487        | 80%                   | 76%               | H25.3*     |                      | 3                     | 0.5%               | H26.3 |                |
|             | 浪江町(なみえまち)             |                           | 147                                                 | —          | —                 | —              | —          | —                     | —                 | —          |                      | —                     | —                  | —     |                |
|             | 双葉町(ふたばまち)             |                           | 60                                                  | —          | —                 | —              | —          | —                     | —                 | —          |                      | —                     | —                  | —     |                |
|             | 大熊町(おおくままち)            |                           | 37                                                  | —          | —                 | —              | —          | —                     | —                 | —          |                      | —                     | —                  | —     |                |
|             | 富岡町(とみおかまち)            |                           | 49                                                  | —          | —                 | —              | —          | —                     | —                 | —          |                      | —                     | —                  | —     |                |
|             | 楢葉町(ならはまち)             |                           | 58                                                  | —          | —                 | —              | —          | —                     | —                 | —          |                      | —                     | —                  | —     |                |
|             | 広野町(ひろのまち)             |                           | * 43                                                | 25         | 1                 | 3.0            | 18         | 100%                  | 41%               | H24.7*     |                      | 3                     | 6.0%               | H26.3 |                |
|             | いわき市(いわきし)             |                           | * 700                                               | 550        | 18                | 23.8           | 487        | 100%                  | 70%               | H25.3*     |                      | 83                    | 11.9%              | H26.3 |                |
|             | 計                      |                           | 2,082                                               | 633        | 35                | 110.0          | 1,324      | 65%                   | 64%               | —          | —                    | 125                   | 6.0%               | —     |                |
|             | 岩手、宮城、福島3県合計           |                           | 22,528                                              | 9,902      | 289               | 1,027          | 16,674     | 96%                   | 74%               | —          | —                    | 1,508                 | 6.7%               | —     |                |